

なごみグループ(税理士・社労士)

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒141-0021 東京都品川区上大崎3-14-12 5F  
Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

バグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

April, 2007

なごみ便り

www.101dog.co.jp

# 平成19年4月より改正されました

## 健康保険の標準報酬月額拡大

下限 98,000 円 (1 等級)

58,000 円 (1 等級)

上限 980,000 円 (39 等級)

1,210,000 円 (47 等級)

} 4 等級ずつの追加  
で全 47 等級に。

標準報酬月額が 980,000 円以上ある方は保険料が上がってしまい、負担増となります。社長様の役員報酬などご注意ください。  
新しい等級に該当される被保険者の標準報酬月額の通知は随時送られてきます。  
また、児童手当拠出金率が 1.3/1000 に変更になりました。

## 標準賞与額上限

1 ヶ月あたり **200 万円**

年度の累計額 540 万円

(年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日まで)



厚生年金保険料についての変更はありません。

\* 例えば・・・ \*

年に 1 度 250 万円の賞与を 2 回 (合計 500 万) もらっていた A さんは、200 万円 × 2 回分 (400 万) に保険料がかかっていましたが、改正後は 540 万が上限になったので、500 万円に対して保険料がかかることとなります。

## (一) 傷病手当金・出産手当金の支給額

傷病手当金 (= 病気やけがで仕事を休んで給料をうけられないときに支給されるもの)  
出産手当金 (= 出産のために仕事を休んで給料をうけられないときに支給されるもの)

標準報酬日額の 6 割に相当する額

標準報酬日額の 3分の2 に相当する額

\* 任意継続被保険者に対する支給は廃止されます \*

## (二) 資格喪失後の出産手当金

資格喪失後、6 ヶ月以内に出産した場合に支給されていた出産手当金が廃止されました。

\* 出産育児一時金は従来どおりです\*

< 廃止に対する経過措置について >

(一) と(二)を平成 19 年 4 月 1 日以前に支給を受けていた  
又は受ける資格のある方は 4 月 1 日以降も支給されます。



## 新しい雇用保険料率 (平成 19 年 4 月 19 日法案可決)

	雇用保険料	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	15/1000	9/1000	<b>6/1000</b>
農林水産業 清酒製造業	17/1000	10/1000	<b>7/1000</b>
建設の事業	18/1000	11/1000	<b>7/1000</b>

給与計算  
の際ご注  
意くださ  
い。

## 一般拠出金の申告・納付

一般拠出金 = 石綿 (アスベスト) 健康被害者に対する救済費用に充てるため  
労働保険適用事業場の全事業主を対象として、労働保険料と合わせて申告・納付します。

一般拠出金額 = 労働者に支払った賃金総額 × 一般拠出金率 (0.5/1000)

\* 例えば・・・\*

賃金総額 1 千万円の場合  
 $10,000,000 \text{ 円} \times 0.5/1000 = 500 \text{ 円}$  (一般拠出金) になっております。



～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)